

令和6年3月14日

指定旧供給地点の廃止の許可について

東北経済産業局長から、山形酸素株式会社（法人番号 5390001002027）による指定旧供給地点の廃止の許可申請に関する、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第28条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正前のガス事業法第47条の6の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20170329資第5号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該許可に係る審査基準に照らし、ガスの適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、当該許可申請について、許可をすべきと考えられるため、別紙のとおり東北経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙)

経 済 産 業 省

20240311東北第17号
令和6年3月14日

東北経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点の廃止の許可について（回答）

令和6年3月11日付け20240308東北第7号により貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点の廃止の許可の申請については、許可することに異存はありません。